

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第23回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和2年8月25日（月） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 長谷川議長、伊藤副議長 議会事務局 石井事務局長、萩原主査、小原 執行部 笠井市長、中村総務部長、川村総務課長		
【会議の概要】			
議題 (1) 令和2年第3回白井市議会定例会について ① 提案予定の議案等について ② 白井市議会会議規則の一部改正について ③ 会期日程及び議事日程について (2) その他			
《決定事項等》 (1) 令和2年第3回白井市議会定例会について ○会期は、9月1日から10月9日までの39日間に決定。 ○議事は、議案11件、発議案1件。一般質問は16人 22項目の質問。 ・一般質問 18日4人 19日4人 21日4人 25日3人に決定。 ○請願、陳情関係は、陳情4件の提出 ・陳情第8号および第9号については、「議長報告」とする。 ・陳情第10号は教育福祉常任委員会、第11号は総務企画常任委員会に付託する。 ○今期定例会に上程される議案の付託委員会は、「議案付託表」のとおり。 ○議案第1号は、人事案件につき、初日採決とすることと決定。 ○災害等対応規程にかかる白井市議会会議規則の一部改正について、発議案第1号として初日提案、初日採決とする。 ○大綱的質疑、平成31年度決算の総括質疑の通告は9月4日（金）正午までに提出と決定。 (2) その他 ○感染症対策に関するガイドライン（案）を採用し、今後運用していく。			

－開会 10:00－

石井事務局長：

おはようございます。本日は大変ご苦勞様でございます。定刻となりましたので、会議に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長：

皆さま、改めましておはようございます。すみません、ちょっと息が上がっています。9月から、第3回定例会が始まるということで、このコロナ禍における定例会の2回目の開催になります。議運としていろいろ検討しながら、9月議会をどのようにするかということで、ご協議をいただいた中で迎えるわけですが、本日はこの定例会についての議案の説明等をいただくことになっておりますので、皆様、慎重なるご審議をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

石井事務局長：

続きまして、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

笠井市長：

みなさん、おはようございます。本日は、お忙しい中、令和2年第3回市議会定例会にかかわる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。第3回市議会定例会は、9月1日火曜日午前10時に招集させていただきますので、よろしくお願いいたします。市から提案いたします案件については、専決処分についての報告が1件、継続費の生産報告、平成31年度の白井市健全化判断比率及び白井市資金不足比率に関わる報告案件が3件の合わせて5件の報告と、議案として、固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件が1件、白井市附属機関条例の一部を改正する条例など、条例に関する案件が2件、令和2年度一般会計の他、5会計の補正予算に関する案件が6件、平成31年度の決算認定が2件の計11議案となります。詳細につきましては、この後総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

石井事務局長：

ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長にお願いいたします。

血協委員長：

暑いようでしたら上着を取っていただいで結構ですので、よろしく申し上げます。それでは、ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和2年第23回議会運営委員会を開会いたします。本日の議題については、事前に皆様にお知らせをしてありましたが、追加議題があり、お手元に配付の次第のとおりに変わりますので、ご了承願います。それでは、議題1、令和2年第3回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等についてを議題といたします。執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について、説明をお願いいたします。

川村総務課長：

おはようございます。今議会に市が提案いたします案件について、ご説明いたします。よろしく願いいたします。着座にて、説明させていただきます。

令和2年第3回白井市議会定例会に市が提案いたします案件につきましては、報告案件について、専決処分についての報告が2件、継続費の精算報告書、平成31年度の白井市健全化判断比率及び白井市資金不足比率に係る報告案件が3件の、併せて5件となります。議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の任命に係る人事案件が1件と、条例の一部改正の議案が2件ございます。予算関係につきましては、一般会計補正予算並びに、各特別会計補正予算を併せて6件ございます。その他、平成31年度白井市歳入歳出決算の認定及び水道事業会計の決算についての議案が2件ございまして、全部で11議案ございます。併せまして16案件となります。申し訳ございませんが、議案における人事案件、議案第1号につきましては、初日に採決をお願いいたします。

それでは、配布しました「令和2年第3回市議会定例会 議会運営委員会」(資料)に沿って、議案の提案理由及び概要について、ご説明致しますので、ご覧ください。

報告第1号 専決処分については、議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、8月6日に専決処分を行ったので報告するものです。

主な内容は、令和2年3月16日午後7時15分頃に、相手方が十余一62番31地先の市道00-005号線、現場は木下街道の十余一T字路交差点より白井工業団地及び平塚地先方面へ約1キロメートル先の付近で、反対側から行きますと、平塚地先の白井聖地公園入口からは東側へ約130m先の付近を自動車で走行していた際に、道路上の穴に左側の前輪及び後輪を落とし、タイヤがパンクし、また、ホイールが破損したものです。損害賠償の額は21,417円、賠償の相手方は、柏市在住、個人1人です。示談日は、令和2年8月6日です。報告第2号、専決処分については、損害賠償の額の決定について、8月11日に専決処分を行ったので報告するものです。主な内容は、令和2年6月10日午後5時15分頃に、相手方が十余一59番1地先の市道00-005号線、現場は木下街道の十余一T字路交差点より白井工業団地及

び平塚地先方面へ約500メートル先の付近で、そこを自動車で走行していた際に、破損した「側溝蓋の破片」に車輪を乗り上げ、左後輪のタイヤがパンクしたものです。損害賠償の額は、15,736円、賠償の相手方は、我孫子市在住、個人1人、示談日は、令和2年8月11日です。報告第3号、継続費精算報告書については、一般会計の継続事業のうち、平成31年度に終了した事業について、精算報告をするもので、1ページ下段から2ページ上段の表をご覧ください。事業名、1、西白井地区コミュニティ施設整備事業、2、子ども・子育て支援事業計画策定事業、3、市道新設改良事業、工事箇所は資料に書いてはいませんが、根地先で、現場は白井配水場付近から農業センター、元ブランデー工場付近となる、市道02-001号線の側溝布設工事です。いずれの事業も、平成30年度から平成31年度までの継続事業となっております。報告第4号、平成31年度白井市健全化判断比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成31年度の決算における健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告するものです。健全化判断比率の状況につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率のいずれも該当がありませんでした。また、実質公債費比率につきましては2.5%、将来負担比率につきましては53%でした。報告第5号、平成31年度白井市資金不足比率の報告については地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成31年度の白井市水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものです。資金不足比率の状況につきましては、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも該当がありませんでした。議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任については、固定資産評価審査委員会委員である山本久男氏の任期が令和2年9月30日で満了となるため、山本久男氏を再任したいので議会の同意を求めるものです。住所は白井市平塚地先、生年月日は昭和27年6月26日生まれです。議案第2号、白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定については、2ページ下段から3ページ上段をご覧ください。白井市文化センターのあり方及び白井市立桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方について調査審議する附属機関を新たに設置するため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、白井市文化センターのあり方及び白井市立桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方について調査審議する附属機関を新たに設置するため、当該附属機関の担任する事務、委員構成等を定めるものです。施行期日は公布の日施行としています。議案第3号、白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容は、医療費等の助成方法が償還払いから現物給付へ移行することに伴い、助成の範囲、助成の始期、受給資格の認定、受給券の交付などについて定め、併せて用語の整理を行うものです。施行期日は、令和2年11月1日施行としています。議案第4号、令和2年度白井市一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億19,123千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2

72億19,185千円とするものです。文化センターのあり方検討事業に係る継続費を追加するもの、公共施設保全事業、上水道事業及び臨時財政対策債に係る地方債の限度額を変更するものです。歳入歳出予算の主な補正内容は、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した行事等の予算を減額するもの、ふるさと納税の増加に伴うものです。議案第5号、令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億63,690千円とするものです。主な補正内容は、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもののほか、令和2年度国民健康保険事業費納付金の決定に伴い所要額を補正するものです。4ページをご覧ください。議案第6号、令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億76,725千円とするものです。主な補正内容は、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもののほか、前年度の事業費確定に伴い所要額を補正するものです。議案第7号、令和2年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,393千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億72,026千円とするものです。補正内容は、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものです。議案第8号、令和2年度白井市水道事業会計補正予算(第1号)については、収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ1,542千円増額し、5億98,177千円とするものです。また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入の予定額を8,537千円増額し、1億51,570千円に、資本的支出の予定額を8,537千円増額し、1億92,166千円とするものです。主な補正内容は、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもののほか、生活基盤施設耐震化等交付金の内示額が要望額を上回ったことから、来年度予定していた配水管布設工事の一部を前倒しして実施するため補正するものです。議案第9号、令和2年度白井市下水道事業会計補正予算については4ページ下段から5ページ上段をご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ8,425千円減額し、15億45,813千円とするものです。また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入の予定額を860千円減額し、2億71,495千円に、資本的支出の予定額を860千円減額し、3億68,496千円とするものです。主な補正内容は、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもののほか、事業費が確定したことにより補正するものです。議案第10号、平成31年度白井市歳入歳出決算の認定について、および、議案第11号、平成31年度白井市水道事業会計決算の認定につきましては、平成31年度白井市歳入歳出決算(一般会計他4会計)及び白井市水道事業会計の決算について、監査委員の意見書を付けて議会の認定を求めるものです。なお、資料に記載はご

ざいませんが、追加議案を全部で3件上程させていただき予定しております。最初の2件については、9月11日金曜日の委員会付託日に2件を予定しております。その内容につきましては、PCR検査に係る追加補正案件とGIGAスクール契約案件で、委員会付託をしないで質疑・討論・採決をお願いしたいと思っております。また、10月9日金曜日の議会最終日にも、危機管理課の契約に係る追加議案1件を予定しておりますので、当日質疑・討論・採決をお願いしたいと思っております。以上で、今定例会に提案する議案内容の説明を終わります。

血脇委員長：

以上で説明が終わりました。ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。補足説明はないものと認めます。ここで、総務部長、総務課長は退席となります。ご苦労様でした。

次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

石井事務局長：

それでは、請願、陳情、一般質問について説明をいたします。まず、請願につきましては、今定例会審査にかかる提出はありませんでした。それでは、お手元に配布いたしました、陳情受理一覧表をご覧ください。陳情につきましては、今定例会審査にかかる提出が4件ありました。うち、市内からのものが2件、市外からのものが2件提出をされております。なお、市内の陳情2件につきましては、陳情者において、窓口での提出段階で、確認をしておりますが、審査及び説明を希望されている旨を報告をさせていただきます。それでは、受付番号第8号、令和2年8月19日受理、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書、陳情者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、秋田秀博さん、住所は、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館内でございます。陳情事項は1項目、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を議会において採択し、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたいというものでございます。続きまして、受付番号第9号、令和2年8月19日受理、国における2021年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する陳情書、陳情者は同じく、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、秋田秀博さんでございます。陳情事項は1項目、国における2021年度教育予算拡充に関する意見を議会において採択し、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたいというものでございます。続きまして、受付番号第10号、令和2年8月19日受理、国際条約に則った親子交流のための国内法整備を求める陳情、陳情者は花村憲太郎さん、住所は、白井市富士285-2、陳情事項は1項目、白井市において、子どもたちへの児童虐待及び人権侵害を防止するために、実効性のある法整備を講じるよ

う、国の関係機関に意見書を提出してください。続きまして、受理番号第11号、令和2年8月20日受理、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択に関する陳情書、陳情者は平川正雄さん他2名です。住所は、白井市根1301、陳情事項は1項目、白井市議会が日本政府に対し、核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出して下さい。陳情につきましては以上でございます。続きまして、一般質問について、冊子の通告書の1枚目を開いてください。今回の一般質問につきましては、一覧表の通り、16名の議員さんから通告をいただいております、22項目となります。請願・陳情・一般質問については以上でございます。

血脇委員長：

以上で、事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、補足説明はないものと認めます。次に、議長より陳情の取扱い及び議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

長谷川議長：

それでは、まず、陳情の取扱いについて説明をいたします。陳情8号および陳情9号については市外からの陳情となりますので、先例の通り議長報告としたいと思えます。陳情10号については、教育福祉常任委員会、陳情11号については総務企画常任委員会に付託したいと思えます。議案の付託について申し上げます。議案付託表案をご覧ください。総務企画常任委員会に議案2号、教育福祉常任委員会に3号、5号、6号、7号、都市経済常任委員会に8号、9号、そして、一般会計補正に関しては各常任委員会に付託をしたいと思えます。そして、議案10号、11号に関しては、決算特別委員会のほうに付託をしたいと思えます。

血脇委員長：

ただいま、議長より説明のありました、陳情の取扱い及び議案の付託委員会について、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは意見はないものと認めます。それでは、陳情第8号の取扱いについては、議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。続きまして、陳情第9号の取扱いについては、議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。続きまして、陳情第10号の取扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することにご異議ございませんか。異議なしと認め、陳情第10号は教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。次に、陳情第11号の取扱いについては、総務企画常任委員会に付託することにご異議ございませんか。異議なしと認め、陳情第11号は、総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。それでは、次に、議題の部分の②、白井市議会会議規則

の一部改正についてを議題といたします。事務局長より、白井市議会会議規則の一部改正について説明を求めます。

石井事務局長：

それでは、白井市議会会議規則の一部改正について説明いたします。お手元に配付の白井市議会会議規則の一部を改正する規則および新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらは、先日の全員協議会において、報告のありました、災害等対応会議の設置に必要な規則の改正となります。新旧対照表をご覧くださいと思います。改正内容は、災害時における、協議等の場を臨時に設けようとする場合、現状では議会の議決が必要となるものでございます。これを、緊急を要する場合は、議長が設けることができるように、会議規則を改正するものになります。9月1日に発議案として提出していただくことを想定しておりますが、会議規則の所管につきましては、議会運営委員会であることから、案では、議会運営委員会の皆様の提出者で作ったところでございますが、賛同される議員の皆様が他にもいると思いますので、後ほど署名をいただく機会を作りたいと思っております。

血脇委員長：

ただいま説明のありました白井市議会会議規則の一部改正について、質疑はございますか。よろしいですか。質疑はないものと認めます。これで、質疑を終わります。議会事務局長より説明のあった、白井市議会会議規則の一部改正について、原案の通り、初日提案、初日採決とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、原案の通り、初日提案、初日採決とすることに決定いたしました。それでは、次に、議題③、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。事務局長より会期日程案及び議事日程案について、説明を求めます。

石井事務局長：

それでは、今定例会における会期日程及び議事日程についてご説明いたします。始めに会期日程案について説明させていただきます。お手元に配付の会期日程案をご覧ください。会期につきましては、9月1日から10月9日までの39日間としています。9月1日につきましては、会議録署名議員の指名から、諸般の報告のあと、報告第1号から議案第11号についてまで一括上程、提案理由の説明及び報告のあと、議案第1号は、人事案件につき、初日採決をお願いいたします。次に、議案第2号から第11号まで議案内容の説明が終わりましたら、先般の災害等対応規程にかかる白井市議会会議規則改正のための発議案第1号について質疑、討論、採決となります。次に、一般質問につきましては、9月4日6名、7日5名、9日5名で案を作成いたしました。また、4日につきましては、大綱的質疑及び総括質疑の締切り、正午となります。次に、9月11日につきましては、議案第2号から第11号までの質疑、委員

会付託及び決算審査特別委員会の設置となります。次に、9月14日から16日までにつきましては、各常任委員会の開催。次に、9月23日から25日まで、9月28日及び29日につきましては、決算審査特別委員会の開催となります。9月30日につきましては、各常任委員会に付託された決算以外の議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決を行い、本会議終了後、決算審査特別委員会の開催をお願いしたいと思います。これは、通常ですと、前日の教育部の審査が終わった後に討論・採決をお願いしているところですが、この日が、市の職員採用試験と重なっている関係で、執行部の退席が難しいことから、翌日に討論採決だけを回したものでございます。そして、最終日の10月9日につきましては、決算審査特別委員会に付託された決算について、委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。以上、会期日程案となります。

続いて会議中議題となる案件につきましては、お手元に配付の議事日程案の通りでございます。日程第1 会議録署名議員の指名から、日程第19 議案第11号、そして、日程第20、発議案第1号、裏面に行きまして、陳情4件、一般質問となります。日程第21、陳情第8号と、22の陳情第9号につきましては、議長報告となりましたので、議事日程のほうからは削除をする予定でございます。以上です。

血脇委員長：

ただいま説明のありました、会期日程案及び議事日程案について、質疑はございますか。

柴田副委員長：

追加の議案が3つあって、それぞれに議運・全協を開いて、事前に説明をするってということだと思うんだけど、会期日程のスケジュール案なので、この中には入れないでいいと思うんですが、休会と書いてあるところに議運・全協と入れこむことになるので、後で全協に報告するときは、いつに議運・全協の予定というところも言っておいたほうが、他の方の予定がおさええていけるんじゃないかなと思います。

石井事務局長：

それでは、執行部より3件の追加議案の提案ということでございましたので、ちょっと整理をさせていただきます。まず、9月11日に、追加議案が2件提案をされる予定でございます。これに係る議会運営委員会と、全員協議会を9月10日をお願いしたいと考えております。これ、ぎりぎりになりますのは、GIGAスクールの仮契約が前日になる関係等がございまして、申し訳ないのですが、前日の議運・全協という形になってしまいます。次に、最終日に、追加議案1件が予定をされております。これに係る議運・全協については、10月5日をお願いしたいと思っております。

血協委員長：

ただいま、局長から予定ということで、追加議案について、議運と全協が、まず最初、9月10日に開かれる予定だと。それから、最終日に追加提案される予定のものについての議運全協は、10月5日に開かれる予定というご説明をいただきました。柴田副委員長よろしいでしょうか。

柴田副委員長：

私がいいかどうかではなく、全協でちゃんとみんなに言っておいたほうが良いんじゃないですかということをお願いしました。

血協委員長：

このあたりは、事務局長、全員協議会のところでご説明をお願いいたします。他に質疑はございますか。よろしいですか。質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。会期日程案及び議事日程案について、この通り決定することにご異議ございませんか。異議なしと認め、協議の通り決定することにいたします。続きまして、議題の2、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。次に、議長からありましたらお願いいたします。

長谷川議長：

それでは、皆様のお手元にお配りをしました、感染症に関するガイドライン案というのをご覧いただきたいと思います。これは、昨日の夕方、皆様にメールまたはファクスでお送りさせていただきました。2名の議員から、コロナ対策に対して、取り決めをしておいたほうがいいんじゃないかということを受けて、鎌ヶ谷市、木更津市のものを参考にして作らせていただきました。内容としては、議員の対応、議会の登庁、PCR検査を受けたときの対応、議会としての対応、会議の開催について、感染予防の環境整備というところを挙げております。細かいところまであったんですけど、それらについては状況が変わったりするので、基本的なところをまとめさせていただいています。今日、議会運営委員会のほうに、これを提出させていただいて、この後、皆様に協議をいただきたいと思いますので、時間がないので、説明は省略しますが、ご一読いただいて、対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

石井事務局長：

それでは、ガイドラインについて、内容を読ませさせていただきます。まず、1番目に、議員の対応といたしましては、登庁前に体温測定をして、風邪の症状がないかを確認していただく、次に、登庁の前後には、手洗いまたはアルコール消毒を行う、次に、人と人との間を1m以上開ける、登庁の際は、マスク着用など、感染予防対策をとっ

てくださいというものです。次に、議会への登庁につきましては、以下の場合には議長へ報告の上、会議を欠席していただくこととなります。37. 5度以上の発熱の時、議員又は議員の同居する者に、発熱等の風邪の症状がみられたとき、議員又は同居する者が新型コロナウイルスに感染した場合又は濃厚接触者と認定された場合となります。この濃厚接触者と認定された場合の定義につきましては、厚労省の定義がございまして、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で手を伸ばしたら届く距離、1m以上で15分以上接触があった場合を定めているものです。次に、以下の場合には、帰国者・接触者相談センター、こちらは印旛保健所になりますが、以下の場合には、印旛保健所のほうに相談し、議長のほうに報告をしていただくこととなります。息苦しさ、呼吸困難、強いだるさ、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、重症化しやすいという基礎疾患がございまして、以下の基礎疾患を参考にさせていただければと思います。また、上記以外の方で、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続く場合などにつきましては、帰国者・接触者相談センターのほうにご相談をいただく形となります。次に、PCR検査を受けた場合の対応につきましては、こちらは鎌ヶ谷市を参考にしております。まず、PCR検査を受けることが決定したとき、これは、登庁を自粛していただき、PCR検査を受ける旨の連絡を入れていただきたいと思います。次に、発症した日の2日目から、PCR検査を受けることが決定した日までの登庁日時を確認をしていただきたいと思います。確認した日時から、議会棟及び庁舎内で濃厚接触した者、議員及び職員を特定することとなります。裏面に行きまして、PCR検査の結果が陰性の場合については、結果を議長に連絡ください。印旛保健所から、外出自粛の指示があった場合、指示があった期間は登庁を自粛していただくこととなります。3番目といたしまして、PCR検査の結果が陽性の場合、結果を議長に報告いただきます。また、濃厚接触者が特定された場合は報告をお願いしたいと思います。次に、療養等については、印旛保健所の指示に従っていただきます。4番目として、印旛保健所から、濃厚接触者として特定をされた場合、印旛保健所から外出自粛を指示された期間は登庁を自粛していただくことといたしました。そして、本議会としての対応といたしましては、陽性確定者が発生したことについて、議長から報道機関に対し公表する予定であります。ただし、公表する内容につきましては、印旛保健所の発表に準じる形で考えているところでございます。今度は、会議の開催についての部分でございまして、こちらは、木更津市等を参考にさせていただきました。出席可能な議員数が過半数を超えないなど、会議の開催に影響が生じる可能性がある場合、また、感染対策のため、日程等を考慮する必要がある場合は、会議の開催について検討をすることにします。まず、本会議については、議会運営委員会、以下議運にて協議を行い、議長が決定をします。議運の開催が困難な場合は、正副議長および議運の正副委員長で協議の上決定をしていきたいと思っております。なお、会期に関するものは、本会議を開催し、議決により決定するものでございます。また、定足数に達し

ない場合につきましては、流会という場合ももちろんございます。2番目として、委員会については、正副議長、議運の正副委員長および当該委員会の正副委員長で協議の上、開催についてを決定することにいたします。5番目としては、感染予防の環境整備ということでございます。可能な限り、1時間に1回以上の休憩を入れ、換気をおこないます。人と人との間を1m以上開け、マスクを着用するなどの対応をします。スペースの確保のため、議場において、委員会等を開催いたします。また、共有するマイク等は都度消毒をする、以上が、現段階で考えました感染症対策にかかるガイドラインでございます。よろしく願いいたします。

血脇委員長：

先般の議運において、委員の方からコロナウイルス対策について提案がありました。それで、正副議長、議運の正副委員長で協議をしていただきたいというような要望がございまして、正副議長、議運の正副委員長で協議をさせていただいて、このようなガイドラインを皆様にご提示させていただいているところでございます。もう9月議会も来週から始まるようになります。そのようなことから、今、案となっておりますが、このガイドラインについて、もう今議会からガイドラインに沿って、コロナウイルス対策に対応するというので、皆さんのご意見を伺いたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

石井委員：

この感染症対策に関するガイドラインの案が、昨日の夜6時過ぎにご連絡を事務局から全議員宛てにいただいたかと思えます。私はこれを最初に見たときに、時間を6時過ぎという時間で昨日は朝からずっといろんな会議があった中で、さぞ4者の皆さんがご苦労されて、時間をこじ開けてこのガイドラインを検討していただいたんだなということに、本当に敬意を表したいと思えます。また、事務局の皆さんにおかれましても、勤務時間外にまでこのガイドラインをまとめ、全議員に連絡をしているということに対しても、本当にありがたいと思えました。私がやはり、近隣市でこういうのができていますと、うちの市にはないので、作ってもらいたいというふうをお願いしたわけですが、私が見る限り、近隣市よりよっぽどいいガイドラインができているなと思えました。やはり、自分の家族や、自分自身がPCR検査を受けなきゃいけないような事態になった時のことを想定して考えられるようなことが、このガイドラインには載っています。やはり、大事なことは、このガイドラインに沿って早急にこれを発信させることだと思いますし、また予防という点では、個々人がしっかりとやっていかなければいけないと思えます。このガイドラインがすべてではないとは思いますが、これは、法律や条例とは違って、修正することはいつでもできるということでございます。私は今日この場でこのガイドラインを決定し、即実行に移していただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

血協委員長：

先ほど、石井委員からあれだったんですが、全議員にこれが行っているものではありません。全委員です。議運の全委員に行っております。今日、この議運で、これについて諮って、決定づけられれば、今日の午後の全員協議会で報告をさせていただくというような形になっております。今、石井委員のほうから、このガイドライン、案がついているけれど、案を取っていいのではないかとというようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

田中委員：

私も昨日の夜読ませていただいて、非常にいいものが短時間でできたなと思っております。1つ、確認させていただきたいんですけども、この中で、報告、連絡という項目が結構ございます。これに関しては、電話のみなのか、メールも可なのか、そのところだけちょっと確認をさせてください。

長谷川議長：

先日、議員間のLINEも立ち上げていますので、電話、LINEその他を可というふうに考えています。

血協委員長：

その他ご意見ございますか。よろしいですか。そうすれば、このガイドライン、今皆様のお手元、案がついておりますが、このガイドラインで今後対応していくということでご異議ございませんか。

柴田副委員長：

中身でなくて、番号の整理をさせてください。PCR検査を受けた場合に、①、②、③、1ページめ、その後(2)になっているのに④、⑤と変なので、こういうところ、ちょっと直させていただきたいと思いますが、それさえ消していただければよろしいです。

血協委員長：

承知しました。それでは、ここ、事務局のほうで校正していただいて、今日の全員協議会で議員各位に配付をお願いしたいと思います。議長、その他よろしいですか。事務局のほうから何かございますか。他に何かございますか。ないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

閉会 - 10 : 55 -